

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十一月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第八十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和四十一年広島県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(狩猟免許申請書等) 第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第五十六条（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）第九條第七項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する狩猟者登録の申請書は、別記様式第六号のとおりとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>（狩猟免許等の再交付の請求及び亡失の届出）</p> <p>第五条 法第九条第九項、法第四十六条第二項及び法第六十一条第五項の規定による申請並びに法第四十六条第一項、法第六十一条第四項（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第九條第七項において読み替えて適用する場合を含む。）、省令第七条第十一項から第十四項まで、省令第五十条及び省令第六十五条第十項の規定による届出は、別記様式第八号によりしなければならない。</p> | <p>(狩猟免許申請書等) 第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第五十六条（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）第九條第六項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する狩猟者登録の申請書は、別記様式第六号のとおりとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>（狩猟免許等の再交付の請求及び亡失の届出）</p> <p>第五条 法第九条第九項、法第四十六条第二項及び法第六十一条第五項の規定による申請並びに法第四十六条第一項、法第六十一条第四項（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第九條第六項において読み替えて適用する場合を含む。）、省令第七条第十一項から第十四項まで、省令第五十条及び省令第六十五条第十項の規定による届出は、別記様式第八号によりなければならない。</p> |

別記様式第一号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」と、「平成 年 月 日から平成 年 月 日まで」を「 年 月 日から 年 月 日まで」と改める。

別記様式第二号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」と、「昭和 年 月 日付けで」を「 年 月 日付けで」と改める。

別記様式第四号から別記様式第七号までの様式中「平成 年 月 日」を「

中 甲 甲」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第8号 (第5条関係)

(表面)

| |
|---|
| 年 月 日 |
| 住所等変更届出書 狩猟者登録の変更届出書 狩猟免状等亡失届出書 狩猟免状等再交付申請書 |
| 様 |
| (略) |
| <input type="checkbox"/> 住所・氏名等変更の届出 次のとおり住所・氏名等を変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第46条第1項、第61条第4項（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第7項で読み替えて適用する場合を含む。）並びに同法施行規則第7条第11項及び第12項の規定により届け出ます。 |
| <input type="checkbox"/> 狩猟者登録に関する変更の届出 <input type="checkbox"/> 施行規則第65条第1項第9号に該当する者でなくなったので、届け出ます。 <input type="checkbox"/> 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第7項に規定された対象鳥獣捕獲員となった、又は対象鳥獣捕獲員でなくなったので、届け出ます。 |
| <input type="checkbox"/> 亡失の届出 次のとおり亡失したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第13項及び第14項、第50条並びに第65条第10項の規定により届け出ます。 |
| <input type="checkbox"/> 再交付の申請 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第9項、第46条第2項及び第61条第5項の規定により次のとおり再交付を申請します。 |
| (略) |

注 (略)
(裏面) (略)

改正前

様式第8号 (第5条関係)

(表面)

| |
|---|
| 平成 年 月 日 |
| 住所等変更届出書 狩猟者登録の変更届出書 狩猟免状等亡失届出書 狩猟免状等再交付申請書 |
| 様 |
| (略) |
| <input type="checkbox"/> 住所・氏名等変更の届出 次のとおり住所・氏名等を変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第46条第1項、第61条第4項（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第6項で読み替えて適用する場合を含む。）並びに同法施行規則第7条第11項及び第12項の規定により届け出ます。 |
| <input type="checkbox"/> 狩猟者登録に関する変更の届出 <input type="checkbox"/> 施行規則第65条第1項第9号に該当する者でなくなったので、届け出ます。 <input type="checkbox"/> 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第6項に規定された対象鳥獣捕獲員となった、又は対象鳥獣捕獲員でなくなったので、届け出ます。 |
| <input type="checkbox"/> 亡失の届出 次のとおり亡失したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第13項及び第14項、第50条並びに第65条第10項の規定により届け出ます。 |
| <input type="checkbox"/> 再交付の申請 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第9項、第46条第2項及び第61条第5項の規定により次のとおり再交付を申請します。 |
| (略) |

注 (略)
(裏面) (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の様式で行っている申請その他の手続は、この規則による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の様式で行われた申請その他の手続とみなす。